

# 肉用子牛生産者補給金制度業務方法書

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人愛知県畜産協会（以下「協会」という。）が行う次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

- (1) 肉用子牛についての生産者補給金交付契約の締結、生産者積立金の積立て及び生産者補給金の交付
- (2) 前号の業務に付帯する業務

### (業務運営の基本方針)

第2条 協会は、その行う業務の公共的重要性に鑑み、行政庁、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）及び関係団体との緊密な連絡の下に、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

### (業務対象年間)

第3条 協会は、業務対象年間ごとに業務を行うものとする。

- 2 業務対象年間の1期間は、5年間とする。
- 3 協会は、業務対象年間において生産者補給金に充てるための資金が著しく減少したことにより業務を行うことが困難であると認められる場合その他やむを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）の承認を得て業務対象年間を短縮することができる。

## 第2章 生産者補給金交付契約の締結及びその方法

### (契約締結の相手方)

第4条 協会の区域（愛知県の区域）内で生産される肉用子牛の生産者（肉用子牛を譲り受けてその飼養を行う者を含み、法人にあっては、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号。以下「令」という。）第6条第1号及び第2号に定めるものに限る。）は、協会と、業務対象年間ごとに、生産者補給金交付契約（以下「契約」という。）を締結することができる。

- 2 協会は、前項に規定する生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約の締結を拒むことができる。
  - (1) 第8条第2項の規程により契約を解除されてから2年を経過しない場合
  - (2) 第30条の規定に基づく生産者補給金の返還を完了していない場合

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者である場合
- (4) 法及び法に基づく命令その他関係法令の規定に違反する行為を行った場合（当該行為により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない場合に限る。）

（契約の対象となる資格を有する肉用子牛）

第5条 契約の対象となる資格を有する肉用子牛は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 国内で分娩された肉用牛であること。
- (2) 満12月齢未満であること。
- (3) 乳用種の雌子牛にあつては、肥育仕向けとして哺育・育成されることが確実なるよう協会が別に定める方法により、肥育仕向けの措置等が講じられていること。
- (4) 譲受けに係る肉用子牛にあつては、譲り受けて飼養を開始する日における月齢が満2月齢未満であること。
- (5) 第11条の規定による個体登録を行うまで、協会の区域（愛知県の区域）内で飼養されていること。（協会の区域外に肉用子牛の飼養地を有する契約生産者が、第11条に規定する個体登録を行う前にその飼養する肉用子牛を協会の区域外の飼養地に移動させる場合にあつては、協会が第9条に規定する個体登録の申込み、第10条に規定する個体識別の措置及び第17条に規定する負担金の納付を確認するまで協会の区域外で飼養され、協会の区域外の飼養地への移動の届出が行われていること。）

（契約の申込み及び締結）

第6条 契約の申込みは、協会が別に定める生産者補給金交付契約申込書により協会に対し行うものとする。

- 2 協会は、第4条第1項に規定する肉用子牛の生産者から前項の規定による申込みを受けたときは、遅滞なく、当該申込みをした者との間で、協会が別に定める生産者補給金交付契約書により契約を締結するものとする。

（契約肉用子牛）

第7条 契約に基づき当該業務対象年間において生産者補給金の交付の対象となる肉用子牛は、第11条の規定に基づく個体登録が行われたもの（以下「契約肉用子牛」という。）とする。

（契約の解除）

第8条 協会は、契約を締結した法人が、令第6条第1号及び第2号に定めるものでなくなつたときは、契約を解除するものとする。

2 協会は、契約を締結した肉用子牛の生産者（以下「契約生産者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

(1) 第6条の生産者補給金交付契約申込書、第9条の肉用子牛個体登録申込書、第12条第1項の販売確認申出書及び第13条第1項の保留確認申出書に虚偽の記載をしたとき。

(2) 第31条第1項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。

(3) 故意又は重大なる過失により第10条第1項に規定する個体識別の措置を妨げたとき。

(4) 第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(5) その他故意又は重大な過失により契約に違反したとき。

### 第3章 肉用子牛の個体登録

（個体登録の申込み）

第9条 契約生産者は、当該契約生産者の肉用子牛を契約肉用子牛としようとするときは、当該肉用子牛が満2月齢に達する日までに、協会に対し協会が別に定める肉用子牛個体登録申込書により、個体登録を申し込むものとする。

なお、個体登録の申込みを行う肉用子牛は、繁殖台帳、家畜市場伝票、肉用子牛売買確認書等により、契約生産者の所有に属することが確認できるものに限ることとする。

（個体識別）

第10条 協会は、前条の規定による個体登録の申込みがあつたときは、当該申込みに係る肉用子牛について、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。）第3条に基づく牛個体識別台帳に記録された事項（以下「個体識別情報」という。）を利用し、個体識別の措置を行うものとする。ただし、個体識別情報の利用による個体識別の措置が困難な場合には、協会は、協会が別に定める肉用子牛現地調査要領（以下「調査要領」という。）に基づき、生年月日の確認、個体確認等のための現地調査を行うことにより、当該肉用子牛について個体識別の措置を行うものとする。

2 協会は、個体登録の申込みがあつた肉用子牛が契約生産者の所有に属するものであることを繁殖台帳、家畜市場伝票、肉用子牛売買確認書等により、確実に把握するものとする。

（個体登録）

第11条 協会は、前条の規定により個体識別の措置を行った肉用子牛について、当該肉用

子牛が満6月齢に達する日までに、契約生産者から第17条の規定に基づく負担金の納付を確認の上、協会が別に定める個体登録台帳に登録する。

2 協会は、前項の規定により個体登録を行った場合は、協会が別に定める方法により契約生産者にその内容を記載した通知書を交付するものとする。

#### 第4章 契約肉用子牛の販売又は保留の確認等

##### (販売の確認)

第12条 契約生産者は、契約肉用子牛を満6月齢に達した日以後満12月齢に達する日までの間に販売した場合は、販売の都度、遅滞なく、協会が別に定める販売確認申出書に協会が必要と認める販売を行ったことを証する書類を添えて、協会に申し出るものとする。

2 協会は、前項の規定により提出された書類に基づき、当該申出に係る肉用子牛について、契約肉用子牛であること、販売の事実、販売時の月齢及び販売日を確認するものとする。

##### (保留の確認)

第13条 契約生産者は、契約肉用子牛を満12月齢に達した以後も飼養すること（以下「保留」という。）とする場合は、協会が別に定める保留確認申出書により協会に申し出るものとする。

2 協会は、前項の規定による申出に係る肉用子牛が満12月齢に達したときは、速やかに調査要領に基づき現地調査の上、申出に係る肉用子牛について、契約肉用子牛であること、契約生産者が飼養しており、満12月齢に達したこと及び満12月齢に達した日を確認するものとする。

3 協会は、契約肉用子牛の飼養場所を協会の区域（愛知県の区域）を越えて移動した契約生産者から保留確認申出書の提出があった場合には、第29条ただし書の規定にかかわらず、移動先の都道府県の区域を区域とする都道府県肉用子牛価格安定基金協会（ただし、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号。以下「法」という。）第6条第1項の指定を受けたものに限る。）に委託して、保留の現地調査を行うことができる。

4 協会は、他の都道府県肉用子牛価格安定基金協会から、協会の区域内において飼養されている肉用子牛についての現地調査の委託を受けた場合は、第2項の現地調査に準じて当該委託に係る現地調査を行うものとする。

##### (死亡等の届出)

第14条 契約生産者は、契約肉用子牛について、死亡、盗難その他の事由（第12条第1項に規定する販売を除く。）により飼養しなくなった場合には、遅滞なく、協会が別に定める子牛異動報告書により協会に届け出るものとする。

なお、個体登録の申込みを行った肉用子牛が、満6ヵ月齢に達する日までに、当該事項の発生があった場合については、協会が別に定める様式に協会が必要と認める死亡等の事実を証する書類を添えて協会に提出することにより、登録申込みの取り消しを行うことができることとする。

## 第5章 生産者積立金の積立て及びこれに要する負担金の納付

(生産者積立金の積立て)

第15条 協会は、生産者積立金として積み立てる額の4分の1に相当する額以上の額については、契約生産者が納付する負担金及びその他の者（機構及び愛知県を除く。）が生産者積立金の一部に充てることを条件として交付する金銭をもって充てるものとする。

(肉用子牛1頭当たりの負担金の額)

第16条 協会は、理事会の議決を経て、業務対象年間における肉用子牛1頭当たりの負担金の額を定めるものとする。

2 肉用子牛1頭当たりの負担金の額は、当該業務対象年間において生産者補給金の交付に要すると見込まれる金額から法第6条第1項の生産者補給交付金として交付されることが見込まれる金額並びに法第6条第2項及び第3項の生産者積立助成金その他の生産者積立金の一部に充てることを条件として交付されることが見込まれる金額を控除した金額を当該業務対象年間において見込まれる契約肉用子牛の頭数で除して求めた額を基準として定めるものとする。

3 協会は、肉用子牛1頭当たりの負担金の額を定めたときは、遅滞なくこれを公告するものとする。

4 肉用子牛1頭当たりの負担金の額は、法第5条第1項の保証基準価格及び同条第2項の合理化目標価格（以下「保証基準価格等」という。）が肉用子牛の品種別に定められる場合には、その品種別の区分ごとにそれぞれ定めるものとする。

(負担金の納付)

第17条 契約生産者は、個体登録の申込みを行ったときは、遅滞なく、協会が別に定める方法により、肉用子牛1頭当たりの負担金の額に個体登録の申込みを行った肉用子牛の頭数を乗じて得た金額を負担金として協会に納付するものとする。

(負担金の相殺の禁止)

第18条 契約生産者は、協会に納付すべき負担金について、相殺をもって協会に対抗することはできない。

(負担金の返戻)

第 19 条 負担金は、契約の解除が行われた場合その他いかなる場合であっても、これを返戻しないものとする。

(特別納付金)

第 20 条 協会は、第 17 条に規定する負担金のほか、肉用子牛の価格の異常な低落等に対処するため、契約生産者に特別の積立金の積立てに要する特別納付金を納付させることができる。

2 特別納付金の額、納付期日その他の特別納付金に関する事項は、理事会の議決を経て定めるものとする。

3 第 16 条第 3 項及び第 4 項並びに第 18 条の規定は、特別納付金に準用する。

(肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額の承認)

第 21 条 協会は、肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額を定め、又は改定しようとするときは、生産局長の承認を受けるものとする。

## 第 6 章 生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付

(生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付)

第 22 条 協会は、機構から契約肉用子牛についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項の確認を受けた契約肉用子牛の契約生産者に対し、当該契約肉用子牛の頭数に応じて速やかに交付するものとする。

2 協会は、前項の生産者補給金については、契約生産者が契約の申込みのときにおいて指定した金融機関の口座に払い込む方法により交付するものとする。ただし、協会が、特に必要と認めるときは、協会の指定する場所において交付することができる。

(保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合の読替え)

第 23 条 保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合には、前条第 1 項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額を各品種別の肉用子牛に係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額」と、「頭数」とあるのは「当該品種別の頭数」とする。

## 第 7 章 生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定及びその交付の方法

(生産者積立金から交付する生産者補給金の交付)

第 24 条 協会は、法第 5 条第 3 項の平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合には、契約生産者に対し生産者積立金から生産者補給金を交付するものとする。

(生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定)

第 25 条 協会が生産者積立金から交付する生産者補給金の金額は、令第 3 条で定める平均売買価格の算出の単位となる期間ごとに、合理化目標価格から平均売買価格を控除した金額に 100 分の 90 を乗じて得た金額に、契約肉用子牛であって当該平均売買価格の算出の単位となる期間内に、その契約肉用子牛の生産者が満 6 月齢に達した日以後に販売したこと又はその契約肉用子牛の生産者が飼養しており、かつ、満 12 月齢に達したことにつき、協会が第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項の確認をしたものの頭数に相当する数を乗じて得た金額とする。

(生産者積立金から交付する生産者補給金の交付の方法)

第 26 条 協会は、前条の規定により算定した生産者補給金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項の確認を受けた契約肉用子牛の契約生産者に対し、当該契約肉用子牛の頭数に応じて速やかに交付するものとする。

2 第 22 条第 2 項の規定は、前項の生産者補給金について準用する。

(生産者補給金の削減)

第 27 条 協会は、生産者積立金が不足すると見込まれるときは、生産局長に協議して、生産者積立金から交付する生産者補給金の金額を削減することができる。

(保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合の読替え)

第 28 条 保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合には、第 24 条中「法第 5 条第 3 項の平均売買価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の法第 5 条第 3 項の平均売買価格」と、「合理化目標価格」とあるのは「当該品種別の合理化目標価格」と、第 25 条中「合理化目標価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の合理化目標価格」と、「平均売買価格を控除した」とあるのは「当該品種別の平均売買価格をそれぞれ控除した」と、「頭数に相当する数を乗じて得た金額」とあるのは「当該品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額」と、第 26 条第 1 項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額を各品種別の肉用子牛に係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額」と、「頭数」とあるのは「当該品種別の頭数」と、前条中「生産者積立金が」とあるのは「肉用子牛の品種別に、生産者積立金が」と、「生産者積立金から」とあるのは「当該不足が見込まれる品種の生産者積立金から」とする。

## 第 8 章 業務に係る事務の委託に関する事項

(業務に係る事務の委託)

第 29 条 協会は、協会が指定する者（農業協同組合、農業協同組合連合会その他協会が愛

知県知事の承認を受けた者に限る。)に、協会が別に定めるところにより、必要に応じ、その業務に係る次に掲げる事務を、理事会の議決を経て、委託することができる。

- (1) 契約に係る書類の受理及び送付
- (2) 負担金、特別納付金及び手数料の受領
- (3) 個体登録に係る書類の受理及び送付
- (4) 個体登録の申込みがあった肉用子牛に係る個体識別の措置
- (5) 契約肉用子牛の販売又は保留の確認の申出に係る書類の受理
- (6) 契約肉用子牛の保留に係る現地調査（第 13 条第 4 項の規定による現地調査を含む。）
- (7) 子牛異動報告書の受理
- (8) 第 31 条第 1 項の規定による契約生産者からの報告の徴収

## 第 9 章 雑 則

(生産者補給金の不交付又は返還)

第 30 条 協会は、契約生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該契約生産者に対し、生産者補給金の全部若しくは一部を交付せず、又は第 4 条第 1 項に定める契約の期間の満了後であっても既に交付した生産者補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第 6 条の生産者補給金交付契約申込書、第 9 条の肉用子牛個体登録申込書、第 12 条第 1 項の販売確認申出書及び第 13 条第 1 項の保留確認申出書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 第 17 条の負担金の納付がなかったとき。
- (3) 次条第 1 項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
- (4) 契約を締結した法人が、令第 6 条第 1 号及び第 2 号に定めるものでなくなったとき。
- (5) 故意又は重大な過失により第 10 条第 1 項に規定する個体識別の措置を妨げたとき。
- (6) 第 4 条第 2 項各号（第 2 号を除く。）のいずれかに該当したとき。
- (7) その他故意又は重大な過失により契約に違反したとき。

(報告の徴収等)

第 31 条 協会は、必要があると認めるときは、契約生産者に対し、肉用子牛の生産状況、販売状況その他必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができる。

- 2 協会は、機構又は一般社団法人全国肉用牛振興基金協会から、その業務の実施について報告を求められた場合は、遅滞なく報告するものとする。



(手数料)

第 32 条 協会は、業務の運営の事務費に充てるため、実費相当額を限度として、契約生産者に手数料を納付させることができる。

2 手数料の額、納付期日その他の手数料に関する事項は、理事会の議決を経て定めるものとする。

(細則)

第 33 条 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項について、細則を定めることができるものとする。

附 則

1 この業務方法書は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

「社団法人愛知県肉用子牛価格安定基金協会業務規程」に基づいて実施された業務対象年間の期間は、本業務方法書に引き継がれるものとする。

なお、肉用子牛生産者補給金制度の会計処理業務に関する事項については、肉用子牛生産者補給金制度資産管理細則（以下「資産管理細則」という。）に定めるところによるものとし、資産管理細則を変更するときは愛知県知事の承認を得るものとする。

2 契約生産者は、肉用子牛生産者補給金制度資産管理細則第 11 条の規定に基づき生産者積立準備金のうち負担金充当分から当該契約生産者が納付した負担金として生産者積立金に繰り入れた財産があるときは、第 17 条の規定にかかわらず、当該繰り入れた財産の金額を限度として、同条の規定による負担金の納付を要しないものとする。

この場合において、第 15 条及び第 17 条の規定の適用にあつては、当該繰り入れた財産は、その金額を限度として当該契約生産者が納付した負担金の額とみなすものとする。

3 契約肉用子牛について、その第 12 条第 1 項に規定する販売又は保留が当該契約肉用子牛の個体登録の申込みの日の属する業務対象年間に行われることとならず、次期の業務対象年間に行われることとなる場合であつて、当該契約肉用子牛の契約生産者が引き続き次期の業務対象年間においても契約を締結するときには、当該契約肉用子牛を次期の業務対象年間の契約に係る肉用子牛とみなすものとする。

4 契約生産者は、肉用子牛生産者補給金制度資産管理細則第 11 条 3 項のただし書きの規定に基づき生産者積立準備金のうち負担金充当分から償還円滑化積立金に繰り入れた財産があるときは、第 20 条の規定の適用にあつては、当該繰り入れた財産は、その金額を限度として当該契約生産者が納付した特別納付金の額と見なす。

5 この業務方法書の変更は、知事の承認のあった日から施行し、平成 24 年 3 月 13 日から適用する。

6 この業務方法書の変更は、知事の承認を得て、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

7 この業務方法書の変更は、知事の承認を得て、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

- 8 この業務方法書の変更は、知事の承認を得て、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 9 この業務方法書の変更は、知事の承認のあった日から施行し、平成 28 年 5 月 19 日から適用する。
- 10 この業務方法書の変更は、知事の承認のあった日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、附則 9（熊本震災支援内容）の削除は平成 28 年 12 月 27 日から適用する。
- 11 この業務方法書の変更は、知事の承認のあった日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

〔 令和 2 年 3 月 13 日付 31 畜第 1730 号 愛知県知事承認 〕